国有林野の管理経営に関する基本計画の変更について

平成24年9月

林野庁

目 次

| I | | 国有林 | 野法 | の月 | 戈立 | に | つじ | て | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 1 |
|----|---|-----|----|----|---------|-----|----|-----|----|----|---|----|----------|----|----|--------|---|---|---|-----|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|
| Ι | | 管理経 | 営基 | 本言 | 十画 | 12. | つじ | て | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 3 |
| Ш | | 管理経 | 営基 | 本言 | 十画 | の | 変更 | [[= | つ | い | て | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 4 |
| | 1 | 変更 | の必 | 要性 | ±ځ | 想 | 定ス | ケ | ジ | ュ | _ | ル | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 4 |
| | 2 | 今回 | の変 | 更で | で反 | 映 | すべ | き | 主 | な | ポ | 1 | ン | ۲ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 5 |
| IV | | 取組の | 現状 | と多 | 更到 | 121 | 句け | た | 背 | 景 | • | 変 | 更 | 案 | の | 検 | 討 | 方 | 向 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 8 |
| | 1 | 国有 | 林野 | の管 | | 経; | 営の | 関 | す | る | 基 | 本 | 方 | 針 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 8 |
| | 2 | 国有 | 林野 | の糸 | 隹持 | 及 | び保 | 存 | 1= | 関 | す | る | 基 | 本 | 的 | な | 事 | 項 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 5 |
| | 3 | 国有 | 林野 | のホ | 木産 | 物(| の供 | 給 | 1= | 関 | す | る | 基 | 本 | 的 | な | 事 | 項 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 6 |
| | 4 | 国有 | 林野 | の流 | 舌用 | に | 関す | る | 基 | 本 | 的 | な | 事 | 項 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 7 |
| | 5 | 国有 | 林野 | -ع | -体。 | とし | て割 | 医備 | 扬 | いび | 保 | 全 | を | 行 | うこ | ع_ | か | 補 | 当 | الح | 認 | め | ら | ħ. | る | • | • | • | 1 | 8 |
| | | 民有林 | 野の | 整備 | 睛及 | び | 保全 | :1= | 関 | す | る | 基ス | 本白 | 内な | よ事 | 】 】 | 頁 | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 国有 | 林野 | 事為 | 削の | 実 | 拖体 | 制 | そ | の | 他 | そ | の | 運 | 営 | に | 関 | す | る | 事 | 項 | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 9 |
| | 7 | その | 他国 | 有ホ | 木野 | の | 管理 | 経 | 営 | に | 関 | し | 必 | 要 | な | 事 | 項 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 1 |

I 国有林野法の成立について

- 〇「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する 法律等の一部を改正する等の法律」(以下「国 有林野法」という。)については、本年3月に国 会へ提出。4月に参議院、6月に衆議院にお いてそれぞれ全会一致で可決・成立し、6月27 日に公布。
- 国有林野法においては、国有林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度を創設するとともに、国有林野事業特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業について、一般会計において実施することとする等の措置が講じられたところ。
- 注)本資料においては、特段の記載がない限り、国有林野法 での改正後の条文等を用いています。

(参考)

【国有林野法の審議経過】

- 3月 2日(金) 法案閣議決定、参議院に提出
- 4月10日(火) (参)農林水産委員会へ付託 提案理由説明
- 4月12日(木) (参)農林水産委員会 質疑(3h) 採決(全会一致可決)・附帯決議
- 4月16日(月) (参)本会議 採決(全会一致可決) 衆議院へ送付・農林水産委員会へ付託
- 4月18日(水) (衆)農林水産委員会 提案理由説明
- 6月20日(水) (衆)農林水産委員会 質疑(2h) 採決(全会一致可決)・附帯決議
- 6月21日(木) (衆)本会議 採決(全会一致可決) 国有林野法成立
- 6月27日(水) 国有林野法公布

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の概要

(参考)

国有林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度を創設するとともに、国有林野事業特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業について、一般会計において実施することとする等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

- 〇 農林水産大臣等が定める「国有林野の管理経営計画」を拡充し、国有林だけではなく、国有林と一体として整備及び 保全を行うことが相当と認められる民有林についても、その整備及び保全ができるよう措置
 - ※ 地域の実情に応じ、巡視や林道の整備等のほか、野生動植物の生息・生育環境の保全、外来植生の駆除等を想定
- 分収林契約について、長伐期施業の推進のため、契約期間を延長できるよう措置
- 共用林野制度について、地域住民の共同のエネルギー源として、国有林野内の立木を使用できるよう措置

森林法の一部改正

森林管理局長は、公益的機能の維持増進のため必要があると認めるときは、国有林に隣接する民有林について、森林所有者等と協定を結び、当該民有林の整備及び保全を行うことができるよう措置

特別会計に関する法律の一部改正

国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業は一般会計において実施することとする。

既存の累積債務については、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、債務処理を経理する暫定的な特別会計を設置する。

※ あわせて、債務の返済期限、利子補給等についても規定。

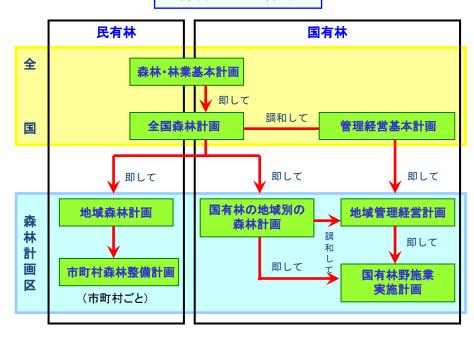
その他、国有林野事業職員の労働関係、給与等について定める各法律の改正等を措置

期待される効果

国有林と民有林の一体的な整備・保全が図られ、森林の有する公益的機能が十全に発揮される。

- 〇「国有林野の管理経営に関する基本計画」 (以下、「管理経営基本計画」という。)は、国 有林野の管理経営に関する基本方針その他 の基本的な事項を明らかにするため、「国有 林野の管理経営に関する法律」(以下「管理経 営法」という。)第4条の規定に基づき、農林水 産大臣が5年ごとに定める10年間の計画。
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域 (森林計画区)ごとに「地域管理経営計画」及 び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林 野の管理経営を推進。
- 〇 現行の管理経営基本計画は、平成21年4月 1日から平成31年3月31日までを計画期間として、平成20年12月に改定。

森林計画の体系



【管理経営基本計画】(大臣:5年ごと10年計画)

国有林野の管理経営の方向を明確にし、森林という動的国有財産の管理、 処分を計画的に実施するとともに、計画の策定段階で国民の意見を聴き、 国民意見を反映した管理経営を行っていく必要から、全国の国有林を対象 として大臣がたてる計画

【地域管理経営計画】(局長:5年ごと5年計画)

地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、 森林管理局長が森林計画区(流域)を単位として定める管理経営の計画

【国有林野施業実施計画】(局長:5年ごと5年計画)

森林計画及び管理経営計画に即して持続的な国有林野の管理経営を行うため、森林管理局長が管理経営規定に基づき森林計画区(流域)を単位として、事業量や施業規整、伐採造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画

Ⅲ 管理経営基本計画の変更について

- 1 変更の必要性と想定スケジュール
- 国有林野法において、管理経営基本計画の計画事項に「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項」が追加される等の改正が行われたことに伴い、同計画の変更が必要となっているところ。
- 〇 また、国有林野法附則第2条第1項において、管理経営基本計画変更の期限は、平成24年12月31日までとされているところ。
- なお、管理経営基本計画の変更に当たっては、国民の声を広く聴くため、変更案を公告・ 縦覧するとともに、申立てのあった意見の要 旨を付して林政審議会の意見を聴くこととされ ているところ。
- このため、管理経営基本計画の変更に向け たスケジュールについては、次を想定。

平成24年9月 林政審議会の開催(変更の方向)

10月 林政審議会の開催(変更案)

11月 公告・縦覧

意見の集約、変更案の修正

12月 林政審議会の開催(諮問・答申) 変更計画の決定・公表

〇 国有林野法附則(抜粋)

- 第2条 農林水産大臣は、平成24年12月31日までに、(中略)管理経 営基本計画を変更しなければならない。(後略)
- 2 (略)
- 〇 管理経営法(抜粋)
 - 第五条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された<u>管理経営基本計画の案に意見がある者は、</u>同項の縦覧期間満了の日までに、<u>農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を</u>申し立てることができる。
 - 3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本 計画の案について、前項の規定により<u>申立てがあつた意見の要旨</u> を付して、林政審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合におい ては、第二項の規定により<u>申立てがあつた意見の要旨及び当該意</u> 見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(1) 管理経営基本計画の計画事項の変更

管理経営基本計画の計画事項については、

- ① 管理経営基本計画は、国有林野事業及び 民有林野に係る施策の一体的な推進に配慮し て定めることとされたこと
- ② 計画事項に「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項」が追加されたこと
- ③ 計画事項から「長期的な収支の見通し」が削除されたこと

を反映。

〇 管理経営法(抜粋)

- 第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 (略)
- 3 <u>管理経営基本計画は、森林における生物の多様性の保全、国民の需要に即した</u>林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他の<u>国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進に配慮して定める</u>ものとする。

○ 管理経営基本計画の計画事項の改正

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 1 国有林野の管理経営に関する基 | 1 国有林野の管理経営に関する基 |
| 本方針 | 本方針 |
| 2 国有林野の維持及び保存に関す | 2 国有林野の維持及び保存に関す |
| る基本的な事項 | る基本的な事項 |
| 3 国有林野の林産物の供給に関す | 3 国有林野の林産物の供給に関す |
| る基本的な事項 | る基本的な事項 |
| 4 国有林野の活用に関する基本的 | 4 国有林野の活用に関する基本的 |
| な事項 | な事項 |
| 5 国有林野と一体として整備及び保 全を行うことが相当と認められる民 有林野の整備及び保全に関する 基本的な事項 | |
| 6 <u>国有林野事業</u> の実施体制 <u>その他</u> その運営に関する事項 | 5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項 |
| <u>7</u> その他国有林野の管理経営に関 | 6 その他国有林野の管理経営に関 |
| し必要な事項 | し必要な事項 |

(2) 新たな森林・林業基本計画の反映

平成23年7月に閣議決定された森林·林業基本計画において、

- ① 国有林野事業については、公益重視の管理 経営を一層推進するとともに組織・技術力・資 源を活用して林業技術の開発普及、人材育成 をはじめとした民有林への指導やサポートなど 我が国の森林・林業の再生に貢献することさ れたこと
- ② 森林の3区分について、発揮を期待する機能ごとの区域とその施業方法を主体的かつ柔軟に決定する仕組みへ転換する旨の変更が行われたこと

等について反映。

(3)「今後の国有林野の管理経営のあり方」の 反映

平成23年12月に答申いただいた「今後の国有 林野の管理経営のあり方について」(以下「答申」 という。)を反映。

(4) その他平成20年の改定以降の状況変化の 反映

- ・ 東日本大震災からの復旧・復興
- 生物多様性国家戦略の改定
- 2013年以降の地球温暖化対策等

林政審議会答申

「今後の国有林野の管理経営のあり方」のポイント

- ① 公益重視の管理経営のより一層の推進
 - 民有林も含めた面的な機能発揮への積極的な役割
 - 協定等の手法を活用した民有林・国有林通じた健全な森林 生態系の保全等
- ② 森林・林業の再生への貢献
 - ・ 国有林の資源・フィールド・人材を活用した、民有林の施業 技術の高度化や経営の安定・強化への貢献
 - 国産材の新規需要開拓と安定供給体制の構築 等
- ③ 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献
 - ・ 山村最大の資源である森林の活用、フォレスターの育成による市町村の森林・林業行政への支援
 - ・ 復興における木材の需要供給動向に合わせた機動的な供給や復興用材供給のための備蓄林の整備等
- ④ 今後の国有林野への期待に応えるための組織・人材のあり 方
 - 一般会計化後も現行の森林管理局・署の組織体制を基本
 - · 地域の森林·林業政策を推進する役割を担うための現場の 機能と能力の向上 等
- ⑤ 今後の国有林野事業の経理区分のあり方
 - ・ 地域の森林・林業を支援する役割を十全に発揮するための 事業・組織の一体的な一般会計への帰属
 - 債務返済に係る経理の区分、安定性確保のための利子補給制度の検討

森林・林業再生に向けた国有林の貢献

森林・林業基本計画(抄)(平成23年7月26日閣議決定)

4 国有林野の管理及び経営に関する施策

(略)公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、林業技術の開発普及、人材育成をはじめとした 民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することとし、そのために債務は区分経理した上で、組織・事 業の全てを一般会計に移行することを検討する。

◎ 国有林は、我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任をもって一体的に管理するとともに、多様な森林づくりなど、より一層公益重視の管理経営を推進

民有林支援の内容

- 〇広範に低コスト作業を確立 する条件整備
- ◎施業集約化の推進
- 〇担い手となる林業事業体の育成
- ◎持続的な森林経営を担う森 林組合改革、林業事業体の 育成
- 〇人材育成
- ◎フォレスター制度の創設
- ◎人材育成体制の構築
- 〇国産材の効率的な加工・流通 体制づくりと木材利用の拡大
- ◎質・量ともに輸入材に対抗 できる効率的な加工・流通 体制の整備

・ 民有林と国有林が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むための森林共同施業団地の設定を推進



森林共同施業団地



地域の方々を対象 とした説明会

- ・ 事業の発注や事業体の人材育成のためのフィールドの提供等を通じて事業体の育成に貢献
- ・ 当面は国有林の技術者等を准フォレスターとして活用し、市町村行政をバックアップ
- 多様な立地を活かしてニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供



国有林主催の 現地検討会 (作業路作設の実演)



森林・林業技術研修 の受け入れ

- ・ 国有林と民有林が連携した原木の安定供給体制づくり
- ・ 急激な木材価格の変動時に地域の需給動向に応じた供給調整を実施し、セーフティネットとして機能
- ・「システム販売」について、民有林との連携を図りつつ、主として輸入材を利用してきた製材工場等を新たな販売先として積極的に新規開拓していくなど、国産材の安定供給体制の構築と併せて木材利用の拡大に貢献



これまで主として外材を利 用してきた大口の需要者に 対するスギ間伐材の安定供



離島での民国連携による 間伐材の島外出荷

IV 取組の現状と変更に向けた背景、変更案の検討方向

- 1 国有林野の管理経営に関する基本方針
- (1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営 の推進

取組の現状

- 〇 平成10年より管理経営の方針を、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換。
- 森林を、重点的に発揮させる機能によって 「水土保全林」、「森林と人との共生林」(これら をまとめて「公益林」という。)及び「資源の循環 利用林」の三つの類型に区分。
- 公益的機能の発揮に対する国民の要請の 高まりを踏まえ、国有林野の大半を公益林に 区分

○ 国有林野の機能類型区分の推移

| _ | ノ当行が近の成形規主とカの間的 | | | | | | | |
|---|-----------------|-------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|--|--|
| | 区分 | | 管理経営の考え方 | 面積(割合) | | | | |
| | | | 官理社呂の考え力 | H11.4 | H21.4 | H24.4 | | |
| | 公 | 益 林 | 1 | 615万ha (81%) | 725万ha (95%) | 731万ha (96%) | | |
| | | 水土保全林 | 根や表土の保全、下層植 生の発達が期待される育 成複層林施業、長伐期施 業等の推進 | 410万ha (54%) | 515万ha (68%) | 515万ha (68%) | | |
| | | 森林と人 との共生 林 | 野生動植物の生息・生育 する森林の保護・整備、森 林浴や自然観察等保健・ 文化・教育的な活動の場 の整備、自然景観の維持 等 | 205万ha (27%) | 211万ha (28%) | 216万ha (29%) | | |
| | | 源の循環 用林 | 森林の健全性を維持し、 多様化する木材需要に応 じた林木を育成するため の適切な更新、保育及び 間伐等の推進 | 114万ha (19%) | 32万ha (4%) | 27万ha (4%) | | |

※機能類型区分外は、資源の循環利用林に含む。

変更に向けた背景

- 森林の3区分について、発揮を期待する機能ごとの区域とその施業方法を主体的かつ柔軟に決定する仕組みへ転換(森林・林業基本計画)
- 国有林野の機能類型区分を見直すにあたっては、森林・林業基本計画等で例示された森林の機能と整合性を図りつつ、従来の区分と連続性を踏まえ検討すべき(「答申」)

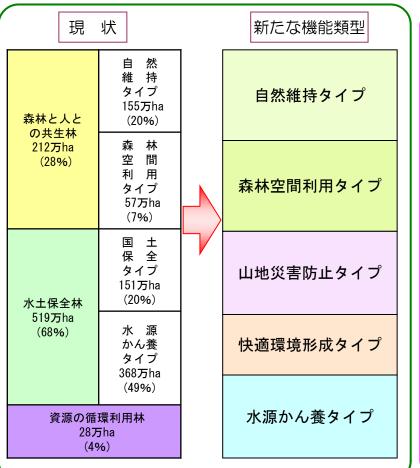
計画案の検討方向

○ 新たな森林・林業基本計画や「答申」で示された考え方を踏まえ、国有林野における機能類型区分については、「山地災害防止」、「自然維持」、「森林空間利用」、「快適環境形成」、「水源涵養」の5タイプとし、区分や管理経営の考え方を示す方向で検討。

) 平成23年6月第6回国有林野部会資料(抜粋)

- <国有林の新たな機能類型(案)>

- 国有林は、奥地水源地域に広く分布しており、水源かん養機能については、全ての国有林で発揮を期待する基礎的な機能として位置付け。
- その上で、重複する属地に係る生物多様性保全、保健・レクリエーション・文化、山地災害防止、快適環境形成の各機能については他の機能についての必要な配慮をしつつ、専ら特定の機能の高度発揮を優先させるべき区域を区分。それ以外の区域については、他の公益的機能とのバランスに留意しつつ、流域レベルで水源かん養機能や生物多様性保全機能の維持増進を図るものとして区分。
- 〇 国有林は公益的機能の発揮を第一義として、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果伐採・産出される木材を政策的 に供給することにより副次的に発揮。
- 〇 関係市町村へは、民有林・国有林の計画案の作成の前の段階で、十分な調整を行うため、機能類型の配置図の案はもとより、関連情報を 積極的に提供し、市町村森林整備計画の策定等を支援。



森林・林業基本計画(案) 抄

かにし、その機能を十分に発揮出来るよう森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とする。 (中略)生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも一定の広がりにおいて、様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しながら発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息している森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象にはしないものとする。

地域においては、関係者の合意の下、発揮を期待する機能毎の区分を明ら

新たな機能類型と公益的機能の相関



(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

取組の現状

- 流域ごとに、流域森林・林業活性化協議会等を通じて、地方公共団体、学校、NPO等から要請を聞き取り、優先的に取り組むべき課題を選定した流域管理推進アクションプログラムを作成。これに基づき、各流域の特性に応じた取組を展開。
- 〇 民有林と国有林が相互に利用できる効率的 な路網の整備や計画的な間伐等を行う「森林 共同施業団地」の設定を推進

○ 流域管理推進アクションプログラムの事例

| 流域名 (森林管理局) | 年度 | 取組の概要 | | | | |
|----------------|-----|--|--|--|--|--|
| 三八·上北 (東北) | H21 | 林業事業体の人材育成への協力として、新規就業者 等に対する研修に必要なフィールドを提供 | | | | |
| 阿武隈川 (関東) | H22 | コンテナ苗の植栽体験と低コスト造林の普及に向けた 意見交換を地域の林業関係者と実施 | | | | |
| 吉野川 (四国) | H22 | 「流域協議会」等に国有林材の年間供給可能量を提供 し関係者の計画的な生産活動に貢献 | | | | |

つ 森林共同施業団地の設定

| 区分 | 21年度末 | 22年度末 | 23年度末 |
|-----------|----------------|-----------------|-----------------|
| 箇所数 | 46箇所 | 75箇所 | 104箇所 |
| 面積(うち国有林) | 7万ha (3万ha) | 12万ha (6万ha) | 16万ha (8万ha) |

変更に向けた背景

- 〇 組織・技術力・資源を活用して我が国の森林・林業の再生に貢献(森林・林業基本計画)
- 森林・林業の再生を推進していくためには、国有林野を適切に管理経営するのみならず、その組織、 技術力その他の各種資源を活用し、民有林との連携、民有林の経営に対する支援等の積極的な実施 が強く求められる(「答申」)

- 〇 森林·林業再生に向けた取組については、これまでの流域管理システムの考え方と成果を踏まえ、 これまで以上に民有林関係者等と緊密に連携した取組を進める方向で検討
- 具体的な取組としては、「答申」に沿って、「低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及」、「林業事業体の育成」、「民有林と共同した施業の推進」、「森林・林業技術者等の育成」、「林業の低コスト化 等に向けた技術開発」について記載する方向で検討
- ※ なお、「国産材の新規需要開拓と安定供給体制の構築」については、「国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項」で記載する方向で検討

3. 森林・林業の再生への貢献

(1)低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

・ 地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コスト作業システムの提案・検証や、先駆的な取組についての事業化の可能性を追求し、民有林における普及・定着にも貢献すべき。

(2)林業事業体の育成

・ 国有林は、国内最大の事業発注者という立場を活かし、総合評価落札方式 などにより競争性を確保しつつ、林業事業体の創意工夫や施業提案を促し、 集約化の能力向上と技術者の育成を推進すべき。







路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの普及

注)国有林野の林産物の 定供給体制の構築 供給の項目で記載を検討

(4)施業集約化等への貢献

〇 森林共同施業団地の設定

・ 民有林同士での施業の集約化が困難な民有林に ついては、国有林と一体となった森林共同施業団地 の設定を推進すべき。

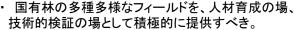
その際、民有林と国有林の連結した路網の整備と相互利用の推進、国による民有林も含めた路網の開設や施業の実施、民有林材と国有林材の出荷を協調して実施すべき。



民有林と協調した間伐材の出荷 (長崎県対馬市)

〇 森林・林業技術者の育成

・ 森林・林業の再生に資する人材を育成するため、 国有林において、フォレスター等を系統的に育成し、 市町村行政の技術的支援を行うとともに、林業事 業体が技術者を森林施業プランナー等として育成 できるよう、事業発注等を通じて支援すべき。





フォレスター育成のための研修

(3)国産材の新規需要開拓と安定供給体制の構築

〇 国産材の新規需要開拓

・ 製紙チップ、燃料用チップ等安定供給システム販売の推進や、林地残材等未利用材の低コスト搬出システムの確立を通じ、木質バイオマスなど新たな需要開拓に努め、自給率向上に貢献すべき。







林内の端材

チップ工場

バイオマス発電所

〇 地域の需給状況に応じた国有林材の供給調整

・全国的なネットワークを活用して国産材の2割を政策的に供給し得る国有林の優位性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮するため、国有林が地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなどの取組を進めるべき。

〇 林業の低コスト化等に向けた技術開発

 国有林における技術開発のあり方を見直し、民有林経営への普及を念頭に、 地域の政策課題に対応した技術開発課題を設定し、その成果を評価、フィード バックする仕組みを構築し、林業の低コスト化等に向けた技術開発をより一層 推進すべき。







コンテナ苗(左)とその植付の様子(右)

地域の林業関係者、学校、NPO等も 参加する研究発表会

〇 森林・林業の再生に向けた施策立案への貢献

・ 民有林・国有林を通じた施策の立案のために必要な、森林共同施業団地等での事業の実施結果の検証や分析、木材価格や需給動向の分析等を森林管理局等で積極的に実施することについて検討すべき。

(3) 国民の森林としての管理経営

取組の現状

- 管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営 基本計画や地域管理経営計画は、公告縦覧を行っ た上で策定し、管理経営基本計画の実施状況を毎 年公表。また、一般から公募する「国有林モニター」 に対し、アンケートや会議等を通じ意見を聴取。
- 森林環境教育の推進のため、森林環境保全ふれあいセンターを設置し、森林環境教育等に対する技術的指導等を実施するとともに、学習・体験プログラムやフィールドの整備等を実施。
- 国民の多様なニーズに対応し、その目的に応じて「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」、「社会貢献の森」、「モデルプロジェクトの森」等を設定し、森林の整備・保全等への国民参加を促進。

〇 国民参加の森林整備の推進

| ○ 国民参加の林林笠圃の推進 | | | | | | |
|---------------------|--|----------------|----------------|----------------|--|--|
| 名称 | 趣旨 | 箇所数 (面積:ha) | | | | |
| | | H21 | H22 | H23 | | |
| ふれあい の森 | 森林づくりを行うボランティ ア団体を支援するため、協 定を締結し、国有林をフィー ルドとして提供 | 132 (3,544) | 137 (4,325) | 137 (4,152) | | |
| 木の文化 を支える 森 | 地域の伝統文化等の継承 に貢献するため、地元協議 会と協定を締結し、歴史的 建造物等の修復用資材等 を提供できる森林づくりを推 進 | 22 (565) | 22 (565) | 22 (565) | | |
| 社会貢献の森 | CSR活動として森林の整備・保全に取り組む意欲のある企業等を支援するため、協定を締結し、国有林をフィールドとして提供 | 61 (1,801) | 73 (2,555) | 85 (2,694) | | |
| モデルプ ロジェクト の森 | 地域住民や民間団体等と 国有林が協働・連携して行 う森林づくりを支援するため、 協定を締結し、国有林を フィールドとして提供 | 18 (9,533) | 18 (9,739) | 19 (9,767) | | |

12

※ 部所数、 面積は、 各年度末の数値

変更に向けた背景

○ 地域管理経営計画案の策定前の段階から広く国民から意見を求め、地方公共団体等と調整を行う 取組を進めるべき(「答申」)

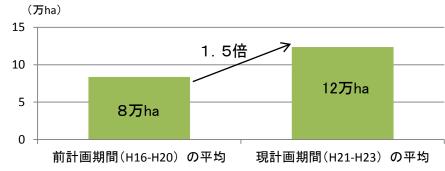
- 地域管理経営計画の策定にあたって、それまでの取組、実績、現状を評価した結果を提示しつつ、 計画案の作成前の段階から意見を求め、調整を行う取組を進める方向で検討。
- 国有林モニター制度や森林環境教育、森林の整備・保全等への国民参加については、これまでの実績を踏まえつつ、引き続き、推進する方向で検討。

(4) 地球温暖化防止対策の推進

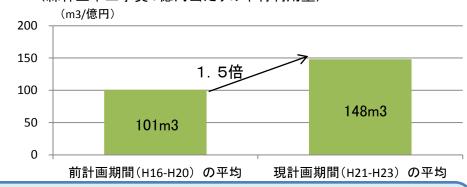
取組の現状

- 地球温暖化防止のための森林吸収源対策 として、低コストで効率的な作業システム普及 を推進しながら間伐等の森林整備を実施
- 保安林等に指定されている天然生林において、森林保護員(グリーンサポートスタッフ)による巡視等適切な保全管理を実施
- 木材の需要拡大に資するよう、
 - 自らの森林土木事業において間伐材等の 利用を促進
 - ・ 庁舎等の整備にあたって、木造化・内装の 木質化を推進

) 国有林の間伐面積の推移



 国有林の森林土木工事における木材利用の推移 (森林土木工事費1億円当たりの木材利用量)



変更に向けた背景

- 我が国は、京都議定書第二約束期間における削減義務を負わないこととなり、エネルギー・環境会 議等において、2013年以降の地球温暖化防止対策の検討が行われているところ
- 〇 森林吸収については、今後も国際的な報告義務が課せられる等引き続き着実に取り組むことが求められており、「日本再生戦略(平成24年7月閣議決定)」においても、『森林吸収源3.5%の確保や「将来の枠組み」を見据えた森林の整備・保全、森林利用等の推進』と位置づけられたところ

計画案の検討方向

〇 国有林野事業において、「日本再生戦略」や2013年以降の地球温暖化対策を踏まえた地球温暖化 防止対策に引き続き率先して取り組む方向で検討

(5) 生物多様性の保全

取組の現状

- 原生的な森林生態系や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、厳格な保全管理を行う「保護林」や野生動植物の移動経路となる「緑の回廊」として設定
- 〇 設定後の状況の的確な把握や状況に応じた保全管理等に資するモニタリング等を実施
- その他の森林においては、適切な間伐や 針広混交林化、複層林化、長伐期化等によ る多様で健全な森林の整備・保全を実施
- 地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた被害跡地の再生や個体数管理等を実施

〇 保護林等の設定状況

| | H2 ⁻ | 1. 4 | H24. 4 | | |
|-------------|-----------------|-------------|--------|-------------|--|
| 名 称 | 箇所数 | 面積 (千ha) | 箇所数 | 面積 (千ha) | |
| 森林生態系保護地域 | 29 | 495 | 29 | 650 | |
| 森林生物遺伝資源保存林 | 12 | 35 | 12 | 35 | |
| 林木遺伝資源保存林 | 325 | 9 | 324 | 9 | |
| 植物群落保護林 | 368 | 182 | 369 | 157 | |
| 特定動物生息地保護林 | 38 | 22 | 38 | 22 | |
| 特定地理等保護林 | 34 | 35 | 33 | 37 | |
| 郷土の森 | 35 | 4 | 38 | 4 | |
| 숨 計 | 841 | 781 | 843 | 915 | |
| 緑の回廊 | 24 | 509 | 24 | 586 | |

変更に向けた背景

- 生物多様性国家戦略の改定が予定されており、国有林野関係では、「希少な野生動植物種の分布 状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直し」、「渓流等水辺の森林等につい て、その連続性を確保」等の取組が盛り込まれる見込み(同戦略改定案)
- 多様な生物の生息・生育域の提供といった機能は、面的なまとまりをもって対策を講じていくべき、 農林業被害が深刻な中、地域と一体となった鳥獣被害対策を推進すべき(「答申」)

計画案の検討方向

- 地域の状況等を踏まえた保護林等の設定や区域の見直し、渓流等水辺の森林等の連続性の確保 による森林生態系ネットワークの形成などについてよりきめ細やかに取り組む方向で検討
- 農林業被害など地域の実情に応じた個体数管理等の実施や野生鳥獣との共存に向けた森林の整備等について取り組む方向で検討

2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

取組の現状

- (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な 森林の保全管理
 - 山火事の防止や森林病虫害・鳥獣被害の 防除、廃棄物の不法投棄への対応等のため の巡視や防除対策、国有財産としての管理 を適切に行うため、境界巡検を計画的に実施
- (2) 保護林など優れた自然環境を有する 森林の維持・保存
 - 世界自然遺産をはじめ、優れた自然環境を 有する森林等については、保護林等として設 定し、厳格な保全管理を実施

〇 松くい虫被害の状況の対策

| 区 分 | H21 | H22 | H23 | | | | |
|---------|----------------|----------------|----------------|--|--|--|--|
| 松くい虫被害量 | 37 千 m3 | 30 千 m3 | 24 千 m3 | | | | |
| 防除面積 | 4,776ha | 4,292ha | 5,375ha | | | | |
| 伐倒駆除数量 | 32 千 m3 | 38 千 m3 | 25 千 m3 | | | | |

) 我が国の世界自然遺産と国有林の比率

| 遺産名 | 陸域面積 | 国有林面積 | 国有林の比率 | | | | |
|-------|----------|----------|--------|--|--|--|--|
| 知床 | 48,700ha | 45,998ha | 95% | | | | |
| 白神山地 | 16,971ha | 16,971ha | 100% | | | | |
| 屋久島 | 10,747ha | 10,260ha | 96% | | | | |
| 小笠原諸島 | 6,358ha | 5,170ha | 81% | | | | |

変更に向けた背景

○ 生物多様性国家戦略の改定が予定されており、国有林野関係では、「希少な野生動植物種の分布 状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直し」等の取組が盛り込まれる見込み (同戦略改定案)

計画案の検討方向

- 森林の保全管理については、これまでの実績を踏まえつつ、引き続き、着実な取組を推進する方向 で検討
- 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存に関しては、地域の状況等に応じたよりきめ 細やかな配置となるよう取り組む方向で検討。

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

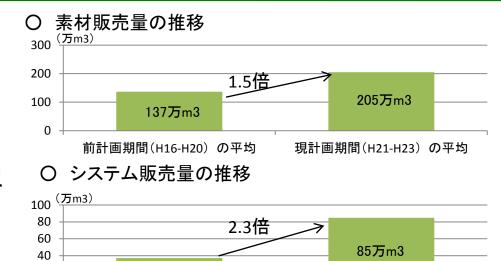
取組の現状

(1) 林産物の安定供給

- 地域管理経営計画等に基づき、間伐等を 通じた計画的な収穫を実施し、得られた木材 は安定供給体制の整備が促進されるよう持 続的かつ計画的な供給を実施
- 民有林からの供給が期待しにくい大径長尺 材については、計画的な供給を実施

(2) 林産物の販売

○ 間伐材等については、新規需要開拓と安定的な供給を図るため、需要先へ直送するシステム販売を実施



現計画期間(H21-H23)の平均

37万m3

前計画期間(H16-H20)の平均

変更に向けた背景

○ 国産材の2割を政策的に供給し得る国有林の優位性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮するための取組を進めるべき(「答申」)

20

Λ

○ 木質バイオマスなど新たな需要開拓に努め、木材自給率向上に貢献すべき(「答申」)

- 公益重視の管理経営を一層推進しつつ、得られた木材については、地域における安定供給体制の 整備等が促進されるよう持続的かつ計画的に供給する方向で検討
- 価格急変時の供給調整機能発揮のため、国有林が木材価格、需給動向、地域関係者の意見を迅速かつ的確に把握する取組等を推進する方向で検討。
- 〇 製紙や燃料用チップ等の原木の安定供給や未利用間伐材等の低コスト搬出システムの確立に向 けた民有林との協調出荷等を通じた木質バイオマス利用など新たな需要開拓に取り組む方向で検討₁₆

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

取組の現状

- (1) 国有林野の活用の適切な推進
 - 農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体、地元住民等に対する貸付を実施。
 - 林野については、地域産業の振興や住民の福祉 の向上等に必要とされるものについては、売り払い を実施
- (2) 公衆の保健のための活用の推進
 - 国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供する ことが適当と認められる国有林野をレクリエーション の森として選定。森林浴や自然観察、野外スポーツ 等に提供

○ レクリエーションの森の設定状況

| レクリエーフョンの森の設定状況 | | | | | |
|-----------------|--------|-------------|---------------|--|--|
| レクリエーションの森の種類 | 箇所数 | 面積 (千ha) | 利用者数 (百万人) | | |
| 自然休養林 | 89 | 104 | 26 | | |
| 自然観察教育林 | 165 | 32 | 11 | | |
| 風景林 | 481 | 179 | 49 | | |
| 森林スポーツ林 | 57 | 8 | 1 | | |
| 野外スポーツ地域 | 196 | 46 | 29 | | |
| 風致探勝林 | 108 | 20 | 12 | | |
| 合 計 | 1, 096 | 388 | 127 | | |

変更に向けた背景

- 本年7月に再生可能エネルギー特別措置法(固定価格買取制度)が施行
- 〇 「日本再生戦略」において、原発依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギー・省エネを最大限拡大することを 基本とした「エネルギー・環境戦略」の議論を受け、「グリーン成長戦略」が最重要戦略として位置づけられたところ。
- ○「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月閣議決定)に基づき、国有林野の貸付に関する規制を緩和(再生可能エネルギー特別措置法の認定を受けた発電設備を公益事業の用に供するものとして取り扱う等)

- 国有林野の活用については、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、地域振興に寄与する風力、小規模水力発電等再生可能エネルギーを利用した発電用地等としての活用に取り組む方向で検討
- 製紙や燃料用チップ等の原木の安定供給や未利用間伐材等の低コスト搬出システムの確立に向けた民有林との 協調出荷等を通じた木質バイオマス利用など新たな需要開拓に取り組む方向で検討(林産物の供給の項目で記載)
- 公衆の保健のための活用については、引き続き、着実な取組を推進する方向で検討

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項

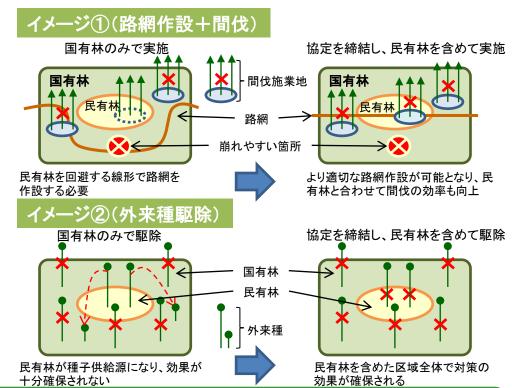
変更に向けた背景

- 隣接する民有林と共同して、協定等の手法を活用し、国有林が積極的に提案して民有林と国有林が 連携した森林整備を行うなど、民有林・国有林を通じた健全な森林生態系の保全のための取組を推進 すべき(「答申」)
- 国有林野法により、森林法が改正され、公益的機能維持増進協定制度が創設されたところ。

〇 公益的機能維持増進協定制度の概要

- 国有林に隣接・介在する民有林の中には、森林所有者等による間伐等が行われず、公益的機能確保への支障が懸念される状況もみられるところ。
- 国有林野法により、森林法が改正され、 国有林の公益的機能の維持増進を図るために必要と認めるときは、森林所有者等と協定を締結し、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を行うことを可能とする制度(公益的機能維持増進協定制度)が創設されたところ。

公益的機能維持増進協定制度の活用



計画案の検討方向

○ 公益的機能維持増進協定制度を活用し、森林施業の集約化を図るための森林作業道等の開設や間伐等の施業の実施等や地域の森林における生物多様性保全を図る上で必要となる外来種の駆除などを民有林と国有林が一体として取り組む方向で検討。

6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

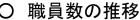
取組の現状

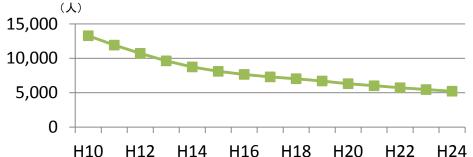
(1) 管理経営の実施体制

- 国の業務は、保全管理や森林計画等に限 定し、伐採や造林等については、そのほぼ全 てを民間に委託。
- 組織体制については、平成15年度までに 再編した7森林管理局及び流域単位の98森 林管理署等からなる簡素かつ効率的な組織 の下で効率的に業務を実施。

〇 民間委託の推進

| 作業種 | H10 | H20 | H23 |
|------|-----|------|------|
| 素材生産 | 75% | 100% | 100% |
| 新植 | 72% | 99% | 100% |
| 下刈 | 78% | 99% | 100% |





変更に向けた背景

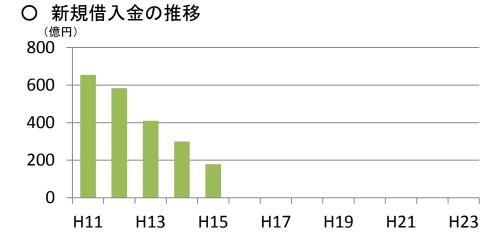
- 森林管理局・署は、流域を単位として、直接国有林野を管理経営する現場主体の行政組織となって おり、一般会計化後の組織については、現在の組織体制を基本とすることが適当(「答申」)
- 今後、森林・林業政策を地域で推進する役割を担う上では、林政全体の方向性を地域で実現できる 現場の機能と能力の向上が極めて重要(「答申」)

計画案の検討方向

〇 組織体制については、現行の組織体制を基本としつつ、公益重視の管理経営の一層の推進や森 林・林業再生への貢献等の課題を踏まえた適切かつ効率的なものとする方向で検討。

取組の現状

- (2) 長期的な収支の見通し
 - 収入の確保、支出の削減に努力した結果、 平成16年以降新規借入金から脱却し、財政 の健全化を達成。債務については、平成22年 度に10億円、平成23年度に21億円を返済。
- (3) その他事業運営に関する事項
 - ○「国有林野情報管理システム」等の円滑な 運用により、効率的な事務処理を推進
 - 労働安全衛生の確保については、安全管 理体制の機能活性化等を推進
 - 林業事業体の育成強化については、事業 の概要や時期等を公表するとともに、事業体 の実行体制や安全対策等の取組状況を評価



つ 債務返済額の推移

| 年度 | H22 | H23 | H24(予算) |
|-----|------|------|---------|
| 返済額 | 10億円 | 21億円 | 25億円 |

変更に向けた背景

- 長期的な収支の見通しについては、一般会計化に伴い、収支均衡の概念がなくなることから、項目 から削除されたところ
- 今後とも林産物収入等で債務を着実に返済していくという基本的な考えに立って、収穫量の計画的な確保やコスト縮減などを着実に実施していくことが必要(「答申」)

- 効率的な事務処理と併せて、地域管理経営計画等に基づく計画的な事業実行と低コストで効率的な作業システムの普及・定着等を通じた低コスト化を推進する方向で検討。
- また、林業事業体の育成については、実施行為の委託のための育成という観点から国有林の森 林・林業の再生に向けた貢献に必要な事項として記載する方向で検討。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

取組の現状

- (1) 人材の育成
 - 〇 集合研修やOJT研修の実施、他省庁、地方自治体、民間企業等との人事交流を実施
- (2) 林業技術の開発普及
 - 国有林の技術開発基本目標に基づき、産官学の連携による技術開発を計画的に推進
- (3) 地域振興への寄与
 - 国有林野の多様な利活用等を通じて、地域産業の振興等に寄与
- (4) 労使協力の推進
 - 相互理解と信頼に基づき、一体となって改革を推進。

変更に向けた背景

- 広く地域に開かれ、地域の森林・林業を牽引するマインドを持った人材育成が必要(「答申」)
- 山村地域の振興を図るため、最大の資源である森林の経済的価値を高め、効率的に活用できるようにしていく必要(「答申」)
- 東日本大震災の復興へ向けては、必要な木材を機動的に供給するなどにより貢献すべき(「答申」)

計画案の検討方向

- 国有林の管理経営に加えて、民・国一体的に進めて行くべき施策についても知識・能力を有する人 材育成を研修の充実やフォレスター等の系統的な育成等を通じて行う方向で検討
- 国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用に加え、森林・林業再生への貢献を通じた地域振興への寄与に努める方向で検討
- 東日本大震災からの復旧・復興に向けては、復興に必要な用地の提供や復興ニーズ等に応じた木 材供給、復興用材をいつでも供給し得る体制の整備に取り組む方向で検討
- なお、林業技術の開発普及については、国有林の管理経営だけでなく、民有林への普及を念頭に おいたものとし、森林・林業の再生への貢献に必要な事項において記載する方向で検討